

第1号議案

令和3年度 介護士会 事業報告

1・総 会

日 時 : 令和3年6月21日(月) 10:00~11:00
会 場 : 神戸市総合福祉センター 4階 第5会議室
参加人数 : 8施設 9名(介護士会役員)
書面による議決権行使 15施設
委任状提出 58施設
内 容 : 第1号議案 令和2年度 事業報告について
第2号議案 令和2年度 決算・監査報告について
第3号議案 令和3年度 事業計画(案)について
第4号議案 令和3年度 事業予算(案)について
第5号議案 令和3年度 役員について(案)
第6号議案 介護士会会則の改定(案)

2・研 修 会

<第1回研修会>

日 時 : 令和3年11月17日(水) 13:00~17:00
場 所 : あすてっぷKOBESeminar1・2
参加人数 : 34名
内 容 : テーマ:『認知症の理解について』
『技法について』(背中のタクティールケア)
講 師: 上坂 勝芳 氏
特別養護老人ホーム : エルグレイス六甲施設長

3・ブロック会

[東・中央ブロック合同]

新型コロナウイルス感染予防対策の為、開催せず。

[北ブロック]

新型コロナウイルス感染予防対策の為、開催せず。

[西ブロック]

新型コロナウイルス感染予防対策の為、開催せず。

[ケアハウスブロック]

新型コロナウイルス感染予防対策の為、開催せず。

【養護ブロック】

<第1回養護ブロック会>

日 時 : 令和3年8月11日(水) 10:00~12:00
場 所 : あすてっぷKOBÉ
内 容 : ① 情報交換
② その他

<第2回養護ブロック会>

日 時 : 令和3年10月13日(水) 10:00~12:00
場 所 : 神戸市立総合福祉センター 4階・第2研修室
内 容 : ① 情報交換
② その他

<第3回養護ブロック会>

日 時 : 令和3年12月 8日(水) 10:00~12:00
場 所 : 神戸市立総合福祉センター 4階・第3会議室
内 容 : ① 情報交換
② その他

<第4回養護ブロック会>

日 時 : 令和4年 2月 9日(水) 10:00~12:00
場 所 : 神戸市立総合福祉センター 4階・第4研修室
新型コロナウイルス感染予防対策の為中止

・役員会(開催5回)

<第1回役員会>

日 時 : 令和3年4月19日(月) 10:00~12:00
場 所 : 神戸市立総合福祉センター 4階・第2研修室
内 容 : ① 令和3年度事業計画について
② その他

<第2回役員会>

日 時 : 令和3年6月21日(月) 11:00~12:00
場 所 : 神戸市立総合福祉センター 4階・第5会議室
内 容 : ① 令和3年度事業計画について
② 情報交換
③ その他

<第3回役員会>

日 時 : 令和3年8月16日(月) 10:00~12:00
場 所 : 神戸市立総合福祉センター 4階・第5研修室
内 容 : ① 第1回研修会について

- ② 情報交換
- ③ その他

<第4回役員会>

日 時 : 令和3年10月18日(月) 10:00~12:00
場 所 : 神戸市立総合福祉センター 4階・第5研修室
内 容 : ① 第1回研修会について
② 情報交換
③ その他

<第5回役員会>

日 時 : 令和3年12月20日(月) 10:00~12:00
場 所 : 神戸市立総合福祉センター 4階・第1研修室
内 容 : ① 情報交換
② その他

<第6回役員会>

日 時 : 令和4年 2月21日(月) 10:00~12:00
場 所 : 神戸市立総合福祉センター 4階・第4研修室
新型コロナウイルス感染予防対策の為中止

神戸市老人福祉施設連盟 介護士会

令和3年度 収支決算報告書

自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日

収入の部		支出の部	
前期繰越金	941,827	① 第1回研修会	48,711
		② 第2回研修会	0
		③ 役員交通費	28,400
		④ 役員会経費(会場費・お茶代等)	3,765
		⑤ 印刷費	13,000
		⑥ 養護ブロック	3,924
		⑦ 手数料(証明手数料)	1,320
		⑧ ブロック会からの戻し入れ (コロナによる活動自粛)	-85,934
利息(R3.8.16)	4		
利息(R4.2.13)	3		
		次期繰越金(通帳残高)	928,648
計	941,834	計	941,834

上記の通り、相違ありません。

会計 井上 かすみ 印

監査報告書

諸帳簿及び証拠書類等を照合精査し、監査の結果、適切に運用されていることを確認いたしました。

令和 4 年 5 月 4 日

監査 窪田 江美子 印

監査 大脇 宏樹 印

第 3 号議案

令和 4 年度 介護士会 事業計画（案）

1. 事業方針

令和 3 年度もコロナ禍、感染症の対応に終始する 1 年となりました。老施連加盟の施設でも感染者発生が寄せられており、介護士の皆様は不安と緊張の中で責務を全うされたかと思えます。

そんな時代だからこそ介護士がモチベーションを維持し、高いプロ意識を持つことが大切になります。自分たちの仕事に誇りを持ち、より一層専門性を高められる様新しい知識や技術の習得を目的に、研修会やブロック会を開催しご利用者の尊厳を重視した生活の提供を目指します。

又、ブロック会、研修会等で情報を共有しそれぞれの施設が抱える課題・問題点を明らかにし、その解決のための取組みを進めていきます。

2. 事業計画

- (1) 総会 7月14日（木）に開催予定。新型コロナウイルス感染症の影響で2年間参加形式での開催ができておらず、顔ぶれも変更されていると思われるので、総会終了後に合同ブロック会議を開催予定

(2) 研修会

<第1回> 11月～1月に開催予定

<第2回> 検討中

3. 役員会

役員会の開催 年 3～4回

4. ブロック会

- ・各ブロック会の開催<東・中央・北・西・養護・ケアハウス> 2ヶ月に1回
- ・合同ブロック会 随時

5. その他

- ・目の前の課題を共有し解決策を探る
- ・介護職員施設間交流研修の促進
- ・今年度も、介護サービスの向上・介護職員の士気の高揚・人材の育成など様々な観点からも利点のある介護職員施設間交流研修の促進を目標とします。
- ・研修のパッケージ作りも検討していく

以上

第4号議案

神戸市老人福祉施設連盟

介護士会

令和4年度

予算案

自 令和 4 年 4 月 1 日

至 令和 5 年 3 月 31 日

収入の部		支出の部	
前期繰越金	928,648	① 第1回研修会	100,000
		② 第2回研修会	100,000
		③ 役員交通費	50,000
		④ 役員会経費（会場費・お茶代等）	50,000
		⑤ 印刷費	10,000
		⑥ ブロック会経費	250,000
		⑦ 手数料（証明手数料）	10,000
		⑧ 予備費	358,648
		⑨	
		⑩	
		次期繰越金(通帳残高)	0
計	928,648	計	928,648

第5号議案

令和4年度 介護士会 役員名簿

役職	区	氏名	施設名
会 長	東灘	森本 琢也	芦屋すみれ園
副会長	東灘	木戸 壮	協同の苑六甲アイランド
幹 事	灘	宮田 将光	ブルーバレイ
幹 事	兵庫	前田 和義	花みさき
幹 事	長田	高橋 征稔	ふれあいホーム
幹 事	西	清水 孝二	永栄園
幹 事	西	平川 運也	サンピラこうべ
幹事	養護	中村 信夫	住吉苑
幹 事	ケアハウス	森末 浩明	ケアハウス大慈
会 計	養護	伊藤 修平	六甲台ピラ

監 事	垂水	窪田 江美子	本多間ケアホーム
監 事	西	大脇 宏樹	透鹿園

神戸市老人福祉施設連盟 介護士会 会則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この会は、神戸市老人福祉施設連盟（以下「連盟」という）に加入する施設（以下「施設」という）の介護士の資質向上を図り、施設利用者等の生活の質の向上を目指すと共に、介護士相互の親睦交流と資質の向上、調査・研修等を行うことを目的とする。

(名 称)

第2条 この会は、神戸市老人福祉施設連盟介護士会（以下「介護士会」という）と称する。

(事 務 所)

第3条 介護士会の事務所は、神戸市老人福祉施設連盟事務局内におく。

(構 成)

第4条 介護士会は、連盟加入の施設の介護士で構成する。

(事 業)

第5条 介護士会は、第1条の目的を達成するため老施連の活動方針に沿って次の事業を行う。

1. 会員相互の情報交換及び連絡調整等
2. 介護士の資質の向上のための研修等
3. 施設利用者及び高齢者の生活の質の向上と安定を図るための調査・研究
4. 会員相互の親睦と交流
5. その他本会の目的達成のため必要な事業

(連盟との関係)

第6条 介護士会の日常の運営及び事業の執行にあたっては、連盟との緊密な連携を図り、運営を行うものとする。

介護士会は事業計画・予算・事業報告。決算報告を老施連に提出しなければならない

第2章 役員

(役員)

役員は、次の方法により選出し、総会で承認を受ける。

第7条 介護士会に、次の役員をおく。

会 長	1名
副 会 長	若干名
幹 事	若干名
会 計	1名

(会 長)

第8条 会長は、役員会の互選により選出する。

2 会長は、介護士会を総括しこれを代表する。

(副 会 長)

第9条 副会長は、役員会の承認を得て会長が選任する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時は、その職務を代行する。

(幹 事)

第10条 幹事は役員会を構成し、介護士会の執行機関となる。

2 幹事は、会員の中から選出する。

3 会計・監事は、役員会から指名を行う。

(役員任期)

第11条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

又、任期は総会から総会までとする。

2 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

(顧 問)

第12条 介護士会を円滑に運営するにあたって、豊富な専門知識や経験を有する人物を顧問に置くことができる。

第3章 会 議

(会議の種類)

第13条 会議は、総会及び役員会とし、すべての会議は会長の要請により事務局が招集し、会長がその議長となる。

(総 会)

第14条 総会は、介護士会の最高議決機関とし、毎年1回これを開く。ただし、必要ある時は、臨時に開催する。

2 総会は、各施設1名の代議員で構成し、出席者の過半数で成立する。議事は、過半数による賛否で運営する。

可否同数の場合は、議長の決するところによる。

3 総会の議決事項は、次のとおりとする。

(1) 会則の改廃

(2) 重要方針の決定

(3) 役員を選任

(4) その他必要事項

4 会計監査を行う監事を選出し、総会で監査報告を行う。

会計監査は会計担当役員が連盟に対して報告を行う。

(役員会及びブロック会)

第15条 役員会及びブロック会は、介護士会の執行機関として必要に応じて開催し、その運営にあたる。

第4章 会 計

(会 計)

第16条 介護士会の会計は、助成金、補助金、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

2 前項の規定にかかわらず、必要に応じ分担金を徴収することができる。

付 則 この会則は平成11年10月1日から施行する。

この会則は令和 3年3月16日から施行する。
この会則は令和 4年7月14日から施行する。